

「砂利採取法に基づく事業者の砂利採取計画の認可等に関する事務」一覧

4 事業者の砂利採取計画の認可等に関する事務

【萩市】窓口：萩市商工振興課 0838-25-3108  
 【美祢市】窓口：美祢市商工労働課 0837-52-5224  
 【山陽小野田市】窓口：山陽小野田市商工労働課 0836-82-1150  
 【阿武町】窓口：阿武町経済課 08388-2-3114

(砂利採取場の区域の全部又は一部が河川法第6条第1項に規定する河川区域(同法第58条の2第1項の規定により指定されたものを含む。)、同法第54条第1項に規定する河川保全区域及び同法第58条の3第1項に規定する河川保全立体区域にあるもの並びに砂利採取場の区域が2以上の市町の区域にわたるものを除く。)

(1)採取計画の認可に関すること

砂利採取法	第16条	採取計画の認可
砂利採取法	第20条第1項	採取計画の変更認可
砂利採取法	第20条第2項	採取計画の軽微な変更の届出受理
砂利採取法	第20条第3項	氏名等の変更の届出受理
砂利採取法	第24条	採取の廃止の届出受理
砂利採取法	第31条第1項	認可条件の設定
砂利採取法	第36条第3項	関係市町長への通報

(2)指導監督に関すること

砂利採取法	第22条	認可採取計画の変更命令
砂利採取法	第23条第1項	災害防止のための緊急措置命令、採取停止命令
砂利採取法	第23条第2項 (法第3条の規定に係る違反の場合を除く。)	違反者に対する災害防止のための措置命令
砂利採取法	第26条	認可採取計画の取消し、採取停止命令

(3)報告徴収、立入検査に関すること

砂利採取法	第33条	報告の徴収
砂利採取法	第34条第2項	立入検査

(4)その他

砂利採取法	第37条第1項	要請の受付
砂利採取法	第37条第2項	調査及び措置
砂利採取法	第43条	国又は地方公共団体との協議